

○栃木市景観重要建造物等保全補助金交付要綱

平成27年3月26日

告示第129号

(趣旨)

第1条 市の交付する栃木市景観重要建造物等保全補助金（以下「補助金」という。）については、栃木市補助金等交付規則（平成22年栃木市規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この告示は、栃木市景観条例（平成26年栃木市条例第59号）第20条の規定に基づき、景観重要建造物又は景観重要樹木の保全に係る経費の一部について補助することにより、その景観を保全し、資源として活用し、良好な景観を形成することを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観重要建造物 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する景観重要建造物をいう。
- (2) 景観重要樹木 法第28条第1項に規定する景観重要樹木をいう。
- (3) 景観重要建造物等 景観重要建造物及び景観重要樹木をいう。

(交付の対象等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に定める事業とし、補助金の額は、同表の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額の算定に10,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第5条 規則第4条の規定により、補助金等交付申請書に添える書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 景観重要建造物等の保全に係る業務委託その他の見積書及び契約書の写し
- (4) 景観重要建造物等の現況写真
- (5) 位置図及び配置図
- (6) 景観重要建造物等の現況平面図、立面図及び保全又は保存に係る工事図面

2 補助は、1景観重要建造物等につき1補助とする。ただし、第10条に規定する期間を過ぎた景観重要建造物保全事業及び景観重要樹木保全事業については、この限りでない。

(補助金の請求)

第6条 補助事業者は、次条第1項に規定する検査の後、規則第9条の規定により請求できるものとする。

る。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、規則第10条の規定により、当該補助事業が完了したときは、次項に掲げる書類を添え事業の実績を市長に報告し、当該補助事業の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているか検査を受けなければならない。

2 規則第10条の規定により、補助事業等実績報告書に添える書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の領収書の写し
- (4) 竣工写真

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条第1項の規定による検査の結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金を交付することができるものとする。

(措置命令)

第9条 市長は、第7条第1項の規定による検査の結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を講じるよう補助事業者に命じることができる。

(処分の制限)

第10条 規則第14条ただし書の規定により、市長が定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物 15年
- (2) 景観重要樹木 5年

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助事業		補助金の額
	名称	摘要	
景観重要建造物	景観重要建造物保全事業	景観重要建造物の外観を保全するために必要な事業	500万円を限度とし、補助事業に要する経費の3分の2以内の額
	景観重要建造物保存事業	倒壊のおそれがある景観重要建造物を保存するために必要な事業	100万円を限度とし、補助事業に要する経費の3分の2以内の額
景観重要樹木	景観重要樹木保全事業	景観重要樹木の樹容を保全するために必要な事業	50万円を限度とし、補助事業に要する経費の3分の2以内の額

	景観重要樹木保存事業	枯損のおそれがある景観重要樹木を保存するために必要な事業	50万円を限度とし、補助事業に要する経費の3分の2以内の額
--	------------	------------------------------	-------------------------------

備考 限度額には消費税及び地方消費税相当額を含む。